

入居の手続に関すること（連帯保証人について）

1 連帯保証人の見直しに向けて

(1) 見直しの必要性

札幌市においては、入居手続きにおける連帯保証人の確保について、猶予は認められているものの、国からは保証人を確保できない住宅困窮者に対して更なる配慮が求められている。

(2) 見直しの方向性（案）

・連帯保証人に関する規定を廃止する。

2 他都市の状況

政令市のうち、札幌市、静岡市、浜松市を除く 17 市はすでに保証人に関する規定を廃止している。19 の都道府県についても同様に廃止しており、多くの自治体で保証人に関する規定を廃止している状況にある。

政令市	札幌市、静岡市、浜松市を除く 17 市が廃止
都道府県	北海道を含めた 19 都道府県が廃止
道内他の自治体	函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市などが廃止（全体では約 30% の自治体が廃止）

※国交省調査より（令和 4 年 4 月 1 日時点）

3 廃止のメリット

入居要件の緩和及び入居手続きが簡素化され、入居を希望する方々の負担軽減につながる。また、国の方針とも合致し、道営住宅の入居要件等との整合性が図られる。

4 連帯保証人の現在の役割と廃止した場合の対応

(1) 緊急連絡先

連帯保証人は、緊急連絡先としての役割も担っているが、現状においても、連帯保証人の確保を猶予した世帯や、単身入居者に対しては、「緊急連絡先」の届出を求めている。

連帯保証人の規定を廃止した場合には、市営住宅の入居に際し、緊急時の連絡先の届出を求める必要があると考える。

(2) 債務保証

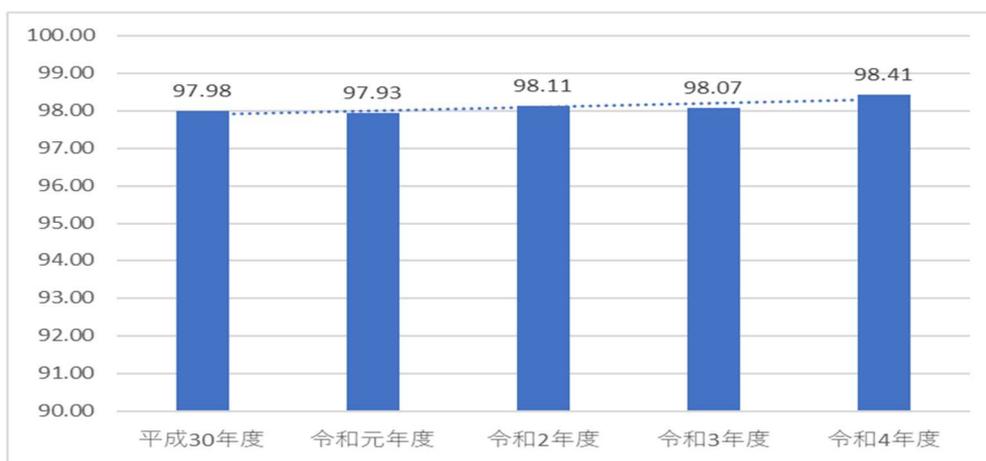
入居者が家賃を3か月以上滞納した際に、連帯保証人には入居者が滞納している事実を通知している。

近年、連帯保証人猶予世帯は増加傾向にあるが、市営住宅の収納率はその影響を受けることなく、およそ98%の収納率で推移しており、これまで同様に適切な収納対策を継続して行っていくことで、収納率は維持できると考える。

＜全入居世帯に占める猶予世帯の推移（過去5年）＞ (各年度末現在)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
全入居世帯	24,476	24,171	23,804	23,313	22,713
うち猶予世帯	922	998	1,143	1,207	1,290
猶予率	3.77 %	4.13 %	4.80 %	5.18 %	5.68 %

＜収納率の推移（過去5年）＞ (単位%)



5 審議のポイント

連帯保証人の見直しについて、次の視点の審議が考えられる。

・連帯保証人制度の廃止について

廃止の可否や廃止するとした場合の措置（緊急連絡先の届出、債務保証）など